

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会

第 2 回総会



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

日 時：令和5年11月2日（木）14時00分

会 場：JA十和田おいらせ 本店 3階 大会議室

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会
第 2 回総会資料

【 次 第 】

1. 報告事項

- 報告事項 1 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会委員等の変更について
- 報告事項 2 第 80 国民スポーツ大会開催準備経過
- 報告事項 3 第 80 国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定について

2. 議 事

- 議案第 1 号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（仮称）の設置について（案）

3. 参考資料

- 参考資料 1 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会委員等の変更について

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則第 8 条第 3 項の規定により、令和 5 年 2 月 15 日から令和 5 年 11 月 2 日までの間における委員等の変更について、以下のとおり報告する。

役職名	所属・団体	役職名	新任者	前任者
常任委員	青森県高等学校体育連盟	会長	岡 一 仁	下川原 堅 藏
	十和田市中学校体育連盟	会長	附 田 篤	藤 田 誠 志
	十和田市校長会	会長	二本柳 智 弘	金 田 豊
	青森県立十和田工業高等学校	校長	津 島 節	佐 藤 努
	公益社団法人青森県看護協会上十三支部	支部長	甲 地 泰 子	ニッ森 ひとみ
監事	十和田市会計係	会計管理者	越 田 守	山 端 さゆり
委員	十和田市老人クラブ連合会	会長	松 橋 泰 彰	外 山 忠 男
	公益社団法人十和田市シルバー人材センター	理事長	大 川 晃	織 川 貴 司
	日本郵便(株)十和田郵便局	局長	工 藤 昭 仁	門 脇 龍 二
参与	十和田市教育委員会	教育委員	小笠原 拓 司	益 川 毅
	株式会社朝日新聞社 青森総局	総局長	鵜 沼 照 都	横 山 蔵 利
	株式会社時事通信社 青森支局	支局長	落 水 浩 樹	四ツ井 宗 治
	株式会社デーリー東北新聞社 十和田総局	総局長	上 野 貴 裕	出 川 しのぶ
	日本放送協会 三沢支局	支局長	小 原 敏 幸	浅 井 遼
	株式会社青森テレビ 八戸支社	支局長	小 林 憲 治	津 田 禎

第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過

年 月		内容
平成 25 年	7 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年（2025 年）に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年	6 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
平成 27 年	9 月	青森県知事が青森県議会（平成 27 年 9 月定例会）の提出議案説明において、平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、相撲
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和元年	7 月	中央競技団体による正規視察 7 月：サッカー競技 8 月：相撲競技 1 月：バスケットボール競技
	8 月	
令和 2 年	1 月	
	6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和 8 年に一年延期することが決定
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会の）の開催地として内定。
令和 4 年	7 月	青森県準備委員会第 7 回総会において、サッカー競技の開催予定施設の変更を承認 変更前：高森山球技場、若葉球技場 変更後：高森山球技場、高森山人工芝多目的グラウンド
	12 月	青森県準備委員会第 11 回常任委員会において、サッカー競技の開催予定種目の変更を承認 変更前：成年女子 変更後：成年女子、少年女子
令和 5 年	2 月	第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
	4 月	市教育委員会スポーツ・生涯学習課内に国民スポーツ大会準備室を設置（2 名体制）
	4 月	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察

令和5年	7月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和8年の第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の開催地として正式決定
	8月	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森県実行委員会に改組
	11月	第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回常任委員会を開催

第80国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定について

令和5年7月20日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の開催地及び会期が決定された。

併せて、第25回全国障害者スポーツ大会の開催地についても決定された。

令和5年9月20日に、青森県と文部科学省、日本パラスポーツ協会と協議の上、第25回全国障害者スポーツ大会の会期が決定された。

○第80回国民スポーツ大会の開催地及び会期について

開催地：青森県

会 期：令和8年10月10日(土)～令和8年10月20日(火) 11日間

○第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期について

開催地：青森県

会 期：令和8年10月23日(金)～令和8年10月26日(月) 4日間

第 80 回国民スポーツ大会十和田市開催競技

〈正式競技〉

No.	競技名	種別	開催予定施設
1	サッカー	成年女子	十和田市高森山球技場（天然芝）
		成年女子	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
		少年女子	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
2	バスケットボール	少年男子	十和田市総合体育センター
3	相撲	成年男子	十和田市相撲場
		少年男子	

〈公開競技〉

No.	競技名	開催予定施設
1	ゲートボール	十和田市若葉球技場
2	バウンドテニス	十和田市総合体育センター

〈デモンストレーションスポーツ〉

No.	競技名	開催予定施設
1	パークゴルフ	八甲田パノラマパークゴルフ場
2	Let' s Enjoy バウンドテニス	十和田市総合体育センター

第 25 回全国障害者スポーツ大会十和田市開催競技

〈障害者スポーツ〉

No.	競技名	開催予定施設
1	バレーボール(聴覚)	十和田市総合体育センター

きら
青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会



相 撲



バスケットボール



サ ッ カ ー



ゲートボール



バウンドテニス

Let's Enjoy
バウンドテニス



パークゴルフ

きら
青の煌めきあおもり障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会



バレーボール(聴覚)

青の煌めきあおもり障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会



■ 個人競技 7競技

■ 団体競技 7競技

青森市

◇ 開・閉会式



アーチェリー
(身体)



身体: 身体障害者が出場できる競技
知的: 知的障害者が出場できる競技
精神: 精神障害者が出場できる競技

陸上競技
(身体・知的)

卓球
(身体・知的・精神)



水泳
(身体・知的)



サウンドテーブル
テニス (身体)



むつ市

バスケットボール
(知的)



五所川原市

バレーボール
(精神)



むつ市

東北町

ソフトボール
(知的)



つがる市

バレーボール
(知的)



五所川原市

五所川原市

つがる市

青森市

東北町

三沢市

ボウリング
(知的)



車いすバスケットボール
(身体)



弘前市

フライングディスク
(身体・知的)



十和田市

バレーボール
(身体)



おいらせ町

グランドソフトボール
(身体)



ボッチャ
(身体)

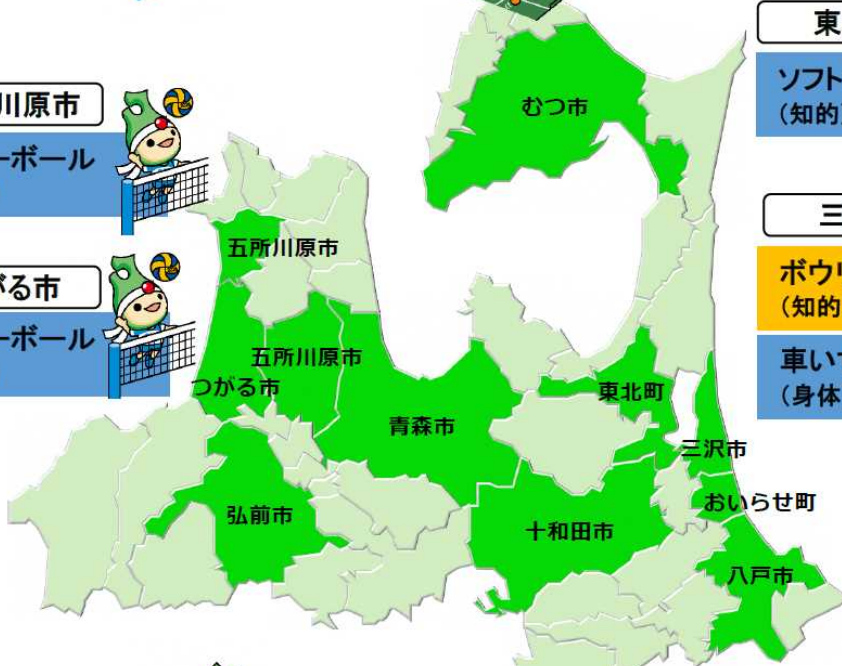


八戸市

サッカー
(知的)



フットソフトボール
(知的)



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会の設置について（案）

1 趣旨

令和5年7月20日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組することで、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

2 実行委員会設置の概要

(1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会

(2) 組織

- ・準備委員会の総会及び常任委員会は、実行委員会に引き継ぐ。
- ・第80回国民スポーツ大会の開催に必要な準備業務に加え、新たに第25回全国障害者スポーツ大会の開催に必要な準備業務を行う。

(3) 役員、委員等

- ・役員、委員、顧問及び参与は、準備委員会の役員、委員、顧問及び参与を充てるものとする。

3 会則の改正等

「第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則」を「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則」に改めるとともに、必要な改正を行う。

〔主な改正内容〕

- ・「第80回国民スポーツ大会」 ⇒ 「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」
- ・「準備委員会」 ⇒ 「実行委員会」
- ・専門委員会の追加
- ・その他、語句の修正 等

また、これまでの準備委員会で決定した方針及び関係規程について、「第80回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に、「十和田市準備委員会」とあるのは「十和田市実行委員会」に読み替えるものとする。

【参考】国民体育大会開催基準要項

第25条 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- 1 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則 新旧対照表

改正前	改正後
<p align="center"><u>第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則</u></p> <p align="center">第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、<u>第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会</u>（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、第80回国民スポーツ大会において、十和田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事業を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項等)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。 (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。 (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。 (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。 (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。 (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。 	<p align="center"><u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則</u></p> <p align="center">第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会</u>（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、第80回国民スポーツ大会及び<u>第25回全国障害者スポーツ大会</u>において、十和田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な<u>事務及び事業</u>を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項等)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。 (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。 (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。 (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。 (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。 (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、十和田市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に規定する事項を審議する。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、十和田市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に規定する事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。また、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。また、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第16条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとす

5 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとす

る。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるほか、十和田市の財務に関する規則等を準用する。

第7章 解散

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 本会が解散した場合において、その残余財産は、十和田市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和5年2月14日から施行する。

る。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるほか、十和田市の財務に関する規則等を準用する。

第7章 解散

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 本会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 本会が解散した場合において、その残余財産は、十和田市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年 月 日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、十和田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事項等）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 本会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、十和田市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が指名する。

（役員職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に規定する事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

（任期）

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的

が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。また、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- ~~9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。~~

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

5 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるほか、十和田市の財務に関する規則等を準用する。

第7章 解散

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 本会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 本会が解散した場合において、その残余財産は、十和田市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年11月2日から施行する。

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、第 80 回国民スポーツ大会において、十和田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事業を行うことを目的とする。

（所掌事項等）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 本会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2 名

（役員を選任）

第 6 条 会長は、十和田市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が指名する。

（役員職務）

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 7 項各号に規定する事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。また、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第16条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるほか、十和田市の財務に関する規則等を準用する。

第7章 解散

(委任)

- 第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第19条 本会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 本会が解散した場合において、その残余財産は、十和田市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和5年2月14日から施行する。